

## 入札公告（説明書）

令和4年6月15日

（契約責任者）東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 長内 和彦

下記のとおり一般競争入札に付します。

なお、本競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が交付した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

### 記

#### **第1 基本事項（調達手続の概要）**

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1-1. 調達機関番号     | 417   |
| 1-2. 所在地番号      | 01  |
| 1-3. 品目分類番号     | 16  |
| 1-4. 契約件名(調達件名) | 令和4年度 北海道支社管内 磁気カード方式料金収受機械購入   |
| 1-5. 契約責任者      | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 支社長 長内 和彦   |
| 1-6. 契約担当部署     | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 技術部 調達契約課<br>(住 所) 〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号<br>(T E L) 011-896-5777<br>(E-mail) ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp |
| 1-7. 競争契約の方法    | 一般競争入札  |
| 1-8. 競争参加資格の確認  | 事前審査方式(通知型)   |
| 1-9. 入札の方法      | 郵送入札(書留郵便等)<br>(書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。持参、普通郵便による提出は受け付けない。以下同じ)  |
| 1-10. 落札者の決定方法  | 自動落札方式  |
| 1-11. 見積活用方式の有無 | 無   |
| 1-12. 単価表の提出    | 必要 … 入札者に対する指示書[10]を参照のこと   |
| 1-13. 入札保証      | 不要  |
| 1-14. 契約保証      | 不要  |
| 1-15. 契約書の作成    | 必要 … 入札者に対する指示書[23]を参照のこと   |
| 1-16. 契約図書      |   |
- (1)本契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- |             |   |
|-------------|---|
| ①入札公告(説明書)  | 本書  |
| ②契約書案       | <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/">https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/</a><br>【購入契約書】を使用すること                   |
| ③入札者に対する指示書 | <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/">https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/</a><br>【入札者に対する指示書[郵送入札]《購買等契約》】を使用すること |

- ④購入仕様書 [https://www.e-nexco.co.jp/bids/public\\_notice/search\\_service](https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service)
  - ⑤金抜設計書 [https://www.e-nexco.co.jp/bids/public\\_notice/search\\_service](https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service)
  - ⑥競争参加資格確認申請書 様式1のとおり
  - ⑦入札書 上記③入札者に対する指示書様式1のとおり
  - ⑧単価表 上記⑤の金抜設計書内の項目等を基に入札者に対する指示書様式3により作成する
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の②から⑦に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 契約図書の交付期間 令和4年6月15日(水) から令和4年8月4日(木)まで  
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

## 第2 調達手続に付する事項(調達概要)

### 2-1. 調達内容

- (1) 調達品名及び数量等 磁気カード方式料金収受機械 59機種・506機器
- (2) 調達仕様等 購入仕様書のとおり
- (3) 納入場所 購入仕様書のとおり
- (4) 納入期限 契約締結の日の翌日から90日間

## 第3 調達手続に参加するための条件等

### 3-1. 競争参加資格

本競争入札に参加することのできる者(以下、「入札者」という。)は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記3-2に示す「競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)(様式1)」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日(記3-3に示す「申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ。)において、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条(入札者に対する指示書[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本から「地域1(北海道支社が所掌する区域)」において、取引停止措置を受けていないこと(取引停止措置期間(期首及び期末の日を含む)との重複がないこと)。
- (3) 平成19年度以降における納入実績について、次の条件を満たすこと。

契約書等(納入場所、履行期間、契約内容(品名・数量・規格等)が証明できるもの)の写しにより、同種機械の納入実績があることを証明できること。

同種機械	NEXCO 東日本、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が導入している「磁気カード方式料金収受機械システム」に対応する機械
------	---

(4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1] 入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
  - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であつて、i) ～ iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、次に示す申請書を作成しなければならない。なお、申請書の作成に係る留意事項を以下に示す。

提出書類（様式）	作成に係る留意事項
競争参加資格確認申請書 （様式 1）	<p>◇必要事項を記載のうえ記名すること。</p> <p>◇「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者（＝契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など）であればよい。</p> <p>◇申請書の作成に係る留意事項及び補足事項については、入札者に対する指示書 [6] を参照すること。</p>
納入実績（様式 2）	<p>◆記 3-1（3）に示す競争参加資格を満たす納入実績を記載すること。</p> <p>◆記載にあたっては様式 2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>

### 3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請をしなければならない。

- ①提出期間 令和 4 年 6 月 15 日(水)から令和 4 年 8 月 4 日(木)午後 4 時 00 分まで
- ②提出場所 記 1-6「契約担当部署」
- ③提出方法 書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。持参、普通郵便による提出は受付けない。提出期間内に必着のこと）
- ④提出書類 記 3-2.により作成した「申請書」  
申請書は A 4 版で作成し、計 2 部を提出するものとする。

(2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[6] [2] を参照のこと。

### 3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 令和 4 年 9 月 7 日（水）

(2) 「競争参加資格がない」とされた者は、本書面を受け取った日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[7]及び[8]を参照のこと。

## 第 4 入札・開札・落札者の決定

### 4-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備しなければならない。

- ①「入札書」… 入札者に対する指示書[9]を参照のこと
- ②「単価表」… 入札者に対する指示書[10]を参照のこと（表紙は様式 3）

### 4-2. 入札及び開札

(1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ①入札書の提出期限 令和 4 年 8 月 4 日(木) 午後 4 時 00 分
- ②入札書の提出場所 記 1-6「契約担当部署」

③入札書の提出方法 書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。持参、普通郵便による提出は受付けない。提出期間内に必着のこと）

なお、送付方法については、入札者に対する指示書[11]・[12]を参照のこと。

なお、記 3-3(1)④に示す申請書類を同封のうえ提出することは妨げないが、その場合は、入札書及び単価表と競争参加資格確認申請書類を必ず別の封筒に分けて封かんのうえ提出すること。

④開札執行日時 令和4年9月13日(火) 午後1時30分

⑤開札執行場所 NEXCO 東日本 北海道支社 入札室

(2)入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9]～[21]を参照のこと。

#### 4-3. 落札者の決定

(1)契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格に消費税相当額を加えた金額をもって、本業務の契約金額とし、当該入札価格により入札した者を落札者と決定する。

(2)入札者は、落札者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[16]を参照のこと。

## 第5 その他

### 5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 5-2. 質問の受付

(1)本競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

①受付期間 令和4年6月15日(水)から令和4年7月27日(水) 午後4時00分まで

②受付場所 記1-6「契約担当部署」

③受付方法 質問書面(様式自由)を電子メール、書留郵便等（(書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。持参、普通郵便による提出は受付けない。受付期間内に必着のこと）

(2)上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

①回答期限：質問書を受理した日の翌日から原則として5日以内（行政機関の休日を含まない。）

②回答方法：NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載する。

⇒ [https://www.e-nexco.co.jp/bids/public\\_notice/search\\_service](https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service)

(3)競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

⇒ <https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

### 5-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[20]に該当する入札は無効とする。

### 5-4. 支払条件

(1)前金払 無

(2)部分払 有

5-5. 苦情申し立て

本手続における競争参加資格の確認又はその他手続きに不服のある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府 政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111（代表））に対して苦情の申し立てを行うことができる。

5-6. 遵守すべき事項

本競争入札を行う場合において了承し、遵守すべき事項は入札者に対する指示書[24]を参照のこと。

以 上